

障がい者
関連情報

視覚・聴覚障害者向けスマートフォン体験会・相談会

日①10月13日・20日②10月27日、11月10日③17日④24日⑤12月1日・8日、各火曜日午後1時30分～4時30分場中央図書館活動室1 市内在住で、スマートフォンを持っていないまたは使い慣れていない、視覚障がいまたは聴覚障がいのある方およびその介助者(障害者手帳の有無は不問)定①②各4人③④各6人(いずれも応募者多数の場合は抽選。結果は応募者全員に通知)内①視覚障害者向け基礎コース②視覚障害者向け応用コース③聴覚障害者向け基礎コース④聴覚障害者向け応用コース⑤スマートフォン相談会持ち物ご自身のスマートフォン(お持ちの方のみ)主催東京都備考③④手話通訳ありD1020567申問各開催日の10日前までに、インターネット手続き・電話またはファクシミリで、東京都アクセシビリティ向上支援事業事務局URLhttps://shougai-sp.metro.tokyo.lg.jp・☎03(6868)8990(平日午前9時～午後5時)・FAX03(4496)4382へ

点字講習会(全5回)

日10月3日～31日の各土曜日午前10時～正午場多摩ボランティア・市民

活動支援センター活動室定18歳以上で、講習会後にサークル(毎月第4月曜日午前)に参加可能な方定12人(申し込み先着順)¥1,000円(テキスト代など)持ち物パソコン主催多摩市点字サークル「トータス」備考点訳作業はパソコンで実施申問9月24日(木)までに、電話またはメールで、多摩ボランティア・市民活動支援センター☎(373)6611・✉tamavc@tamashakyo.jpへ

多摩市要約筆記講習会(手書きコース)受講生募集(全42回)

聴覚に障がいのある方や耳が聴こえにくい方などに、音声情報を文字で伝えます。日10月7日～令和9年9月8日の各水曜日午後6時30分～8時30分場二幸産業・NSP健康福祉プラザ対全回参加でき、受講後、全国統一要約筆記認定試験を受験し、多摩市で要約筆記者として登録・活動できる方定10人(応募者多数の場合は抽選)¥4,500円(テキスト代)備考抽選結果・日程などの詳細は、9月下旬に応募者全員に通知D1015053申問9月4日(金)必着の、公式ホームページのインターネット手続きまたははがきで、氏名(ふりがな)・住所(在勤・在学の場合は勤務先名または学校名と住所・電話番号)・年齢・電話番号・応募理由を記入し、〒206-8666障害福祉課☎(338)6903・FAX(371)1200へ

多摩市みんなの美術作品展
作品・体験型ワークショップ企画募集

今年度で36回目を迎える「みんなの美術作品展」の作品を募集します。今回は会場での体験型ワークショップも募集します。日11月29日(日)～12月6日(日)場パルテノン多摩市民ギャラリー他対指定日時に現地で美術作品の展示・搬出が可能な方募集作品絵画、陶芸、書道、手(工)芸、彫刻、立体作品、音楽、映像、ライブパフォーマンス他備考多摩中央公園での屋外展示も予定。詳細は、合同会社MichiLabURLhttps://www.michi

lab.co.jp/art36-entry/ 参照D1012522日8月20日(木)～9月15日(火)に、インターネット手続きで、合同会社MichiLabへ障害福祉課☎(338)6847・FAX(371)1200



自動走行モビリティ
永山エリアでの期間限定運行を行います

内閣府SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)と市が協力して進める、高齢者や障がい者の外出支援サービスの実証事業として、自動走行モビリティ(歩道を走行可能な遠隔操作型小型車)の期間限定運行を行います。日常の外出をもっと気軽にいつまでも！日10月1日(木)～12月28日(月)午前9時～午後5時(悪天時は運行停止)場永山地域周辺¥300円/回・3,600円/月備考乗降ポイント間を遠隔監視のもと、自動走行し、送迎を実施

利用説明会

初回登録を行います。出席できない方はお問い合わせください。



日9月9日・16日・30日、10月7日各水曜日午前10時・10時30分・11時・11時30分場永山団地名店街イベントスペース申当日直接会場へ[共通事項]D1016520内閣府SIP移動革新グループ代表久留米工業大学☎080(8568)3631(平日午前9時～午後5時)



令和8年度は市税 8.3億円 が市外へ流出！ふるさと納税

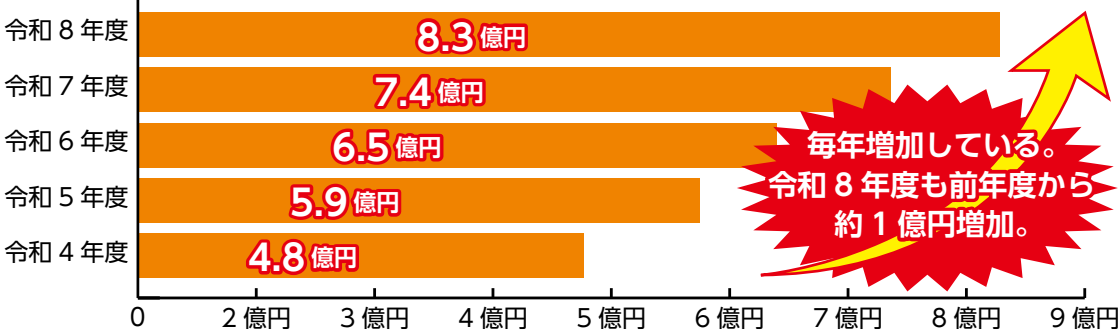
財政局課☎(338)6814

ふるさと納税制度は、自身のふるさとなどの自治体に寄附を行うことで、市税の控除や返礼品の受領ができる制度です。この制度を利用して寄附が行われると、本来住んでいる自治体の収入となるはずだった市税が他自治体に流出する仕組みになっており、寄附による流出が多くなるほど、住んでいる自治体の財政に影響を及ぼします。

多摩市でも、ふるさと納税による市税の減収により財政運営に大きな影響が生じています。

令和7年度に市に入ってきたふるさと納税額は約5200万円ですが、一方で令和8年度は約8億3000万円が他自治体へ流出しています。市としても幅広く市内の事業者と連携して新たな「地場産品」を発掘し、「市内の産業振興」を目的とした返礼品を設定するなどの、市へのふるさと納税を増やすための取り組みを行っています。近年は約1億円ずつ増加が続いていて、このまま流出額が増えれば市民サービスの低下を招く恐れがあります。

ふるさと納税における市税の流出額の推移



●令和8年度流出額8.3億円の規模ってどのくらい？

- 街路樹などの維持管理および道路整備事業に係る年間の費用と同程度
- 学校給食センターの運営に係る年間の費用よりも多い
- 予防接種事業に係る年間の費用よりも多い

●ふるさと納税制度の問題点

ふるさと納税による減収分の75%は国から地方交付税として自治体へ補填される仕組みになっています。一方で、多摩市のような地方交付税の不交付団体は、減収額への補填がないため、減収額がそのままマイナスとなってしまいます。

算定方法の見直しや不交付団体が不利益を受けないよう、引き続き国へ要望を続けていきます。